



山本社会保険労務士事務所より人事労務に関する情報をお知らせいたします。

## 育児休業や介護休業の支援まとめ

### 人事労務

育児休業や介護休業をする方への経済的支援について紹介します。

### (1) 育児休業給付の支給（雇用保険）

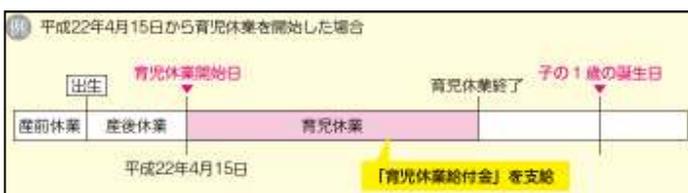
#### 1. 概要

雇用保険の被保険者の方が、1歳（保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6か月）に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けることができます。

#### 2. 支給対象者

1歳（保育所に入所できないなど、一定の場合には1歳6か月）に満たない子を養育するために育児休業をする雇用保険の被保険者の方で、育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数（原則、日給者は各月の出勤日数、月給者は各月の暦日数）が11日以上ある月が12か月以上ある方が対象となります。

#### 3. 支給対象期間



#### 4. 支給額

各支給単位期間（育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間）における支給額

休業開始時賃金日額 × 支給日数（賃金月額） × 50%

ただし、事業主から賃金が支払われた場合は、次のようになります。



### (2) 介護休業給付の支給（雇用保険）

#### 1. 概要

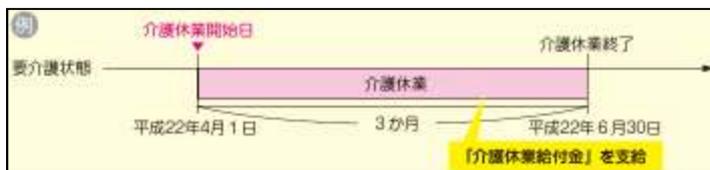
雇用保険の被保険者の方が、要介護状態にある対象家族を介護するために介護休業をした場合に、一定の要件を満たすと介護休業給付の支給を受けることができます。

#### 2. 支給対象者

要介護状態にある対象家族を介護するために介護休業をする雇用保険の被保険者の方で、介護休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数（原則、日給者は各月の出勤日数、月給者は各月の暦日数）が11日以上ある月が12か月以上ある方が対象となります。

#### 3. 支給対象期間

支給対象となる家族の同一要介護状態につき、1回の介護休業期間（ただし、介護休業開始日から最長3か月間）について支給されます。



#### 4. 支給額

各支給単位期間（介護休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間）における支給額

休業開始時賃金日額 × 支給日数（賃金月額） × 40%



### (3) 育児休業等期間中の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の免除

#### 1. 概要

事業主の方が年金事務所又は健康保険組合に申出をすることによって、育児休業等（育児休業又は育児休業の制度に準ずる措置による休業）をしている間の社会保険料が、被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除される制度です。

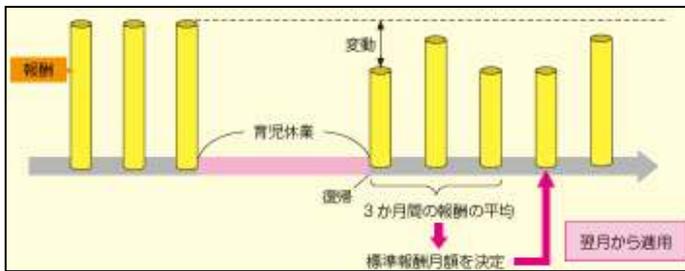
## 2. 免除期間

育児休業等を開始した日が含まれる月から、終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間（ただし、子が3歳に達するまで）

### (4) 育児休業等終了後の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の特例

#### 1. 概要

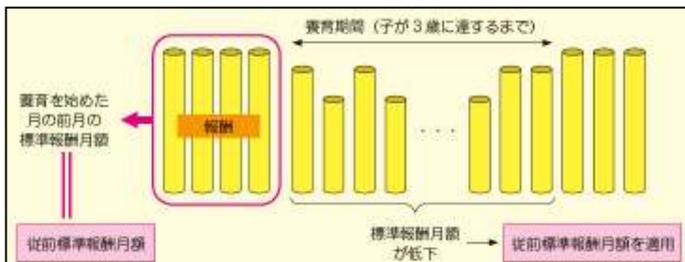
育児休業等を終了した（育児休業等終了日において3歳に満たない子を養育する場合に限り）後、育児等を理由に報酬が低下した場合、被保険者が実際に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。このため、変動後の報酬に対応した標準報酬月額とするため、育児休業等を終了したときに、被保険者が事業主を経由して保険者に申出をした場合は、標準報酬月額の改定をすることができます。



### (5) 3歳未満の子を養育する期間についての年金額計算の特例（厚生年金保険）

#### 1. 概要

3歳未満の子を養育する方で養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育を始めた月の前月と比べて低下した期間については、将来受け取ることになる年金額の計算に際して、子の養育を始めた月の前月の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を当該養育期間（子が3歳に達するまでの期間。以下同じ）の標準報酬月額とみなされます。



### (6) 育児休業期間中の住民税の徴収措置

#### 1. 概要

一時に納税することが困難であると地方団体の長が認める場合は、育児休業期間中1年以内の期間に限り、住民税の徴収が猶予されます。

猶予された住民税は、職場復帰後に延滞金とともに

に納税することになります。

延滞金は、猶予期間（延滞金が年14.6%の割合により計算される期間に限り）に対応する部分の2分の1は免除され、又は地方団体の長の判断によりその全額を免除することができるとされています。

## 雇用促進税制

### 助成金の紹介

#### 1. 概要

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度（以下「適用年度」といいます。）において、雇用者増加数5人以上（中小企業は2人以上）、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除が受けられます。

#### 2. 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ◇ 青色申告書を提出する事業主であること
- ◇ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ◇ 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人以上（中小企業の場合は2人以上）、かつ、10%以上増加させていること
- ◇ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額（※1）以上であること

## パソコンのリモート操作

### IT活用

先日より、パソコンのリモート操作が話題になっていますが、「勝手に他人が自分のパソコンを利用する」というのは本当に怖いことです。しかしながら、これで「遠隔地の他のPCから自分のPCを操作できる」ということがより世間に広がりました。より一層セキュリティに関する投資が行われると思われま

す。まずは敵を知らなければならないということで、少し調べると巷には、そのようなソフトが溢れていることが分かります。そして便利なこともわかつて思います。

当事務所でも、無料のソフトを利用して接続を行うことがあります。セキュアなVPN環境がなくても、そのソフトが入っているPC同士であれば、インターネットを利用してどこからでも接続できます。

必要があればご相談ください。ご紹介します。

## 雑記

季節の中で一番過ごしやすい「秋」がやってまいりました。暑くもなく寒くもなく花粉もなく。しかしながら短い。多彩な秋を楽しみましょう。

Facebookのページ作成しました。利用されている方、「いいね！」をぜひお願いします。

